

## 意見書

平成19年3月28日

情報通信審議会

電気通信事業部会長 殿

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびーかぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクBB株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7304  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) びーびー かぶしがいしゃ  
氏 名 BBテクノロジー株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちよう そん まさよし  
代表取締役社長 孫 正義

郵便番号 105-7316  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクテレコム株式会社  
だいひょうとりしまりやくしやちようしーいーおー そん まさよし  
代表取締役社長 CEO 孫 正義

郵便番号 105-7317  
(ふりがな) とうきょうとみなとくひがししんぼし  
住 所 東京都港区東新橋一丁目9番1号  
(ふりがな) かぶしがいしゃ  
氏 名 ソフトバンクモバイル株式会社  
だいひょうしつこうやくしやちようけんしーいーおー そん まさよし  
代表執行役社長兼 CEO 孫 正義

情報通信審議会議事規則第5条及び接続に関する議事手続規則第2条の規定により、平成19年2月26日付け情審通第23号で公告された接続約款の変更案に関し、別紙のとおり意見を提出します。

このたびは、情報通信審議会議事規則第 5 条及び接続に関する議事手続規則第 2 条の規定により、平成 19 年 2 月 26 日付け情審通第 23 号で公告された接続約款の変更案に関し、意見提出の機会を設けて頂いたことにつきまして、御礼申し上げます。

弊社共と致しましては、第一種指定電気通信事業者の債権保全措置については、当該事業者の設備におけるボトルネック性の存在や、市場支配力等による接続事業者に与える影響の大きさに鑑み、債権保全措置が恣意的に運用されることのないよう、一層の配慮を行うことが必要であると考えます。

以上の観点から、第一種指定電気通信事業者の債権保全措置の条件は、原則として、接続約款上に明記されるべきと考えますが、本変更案第 48 条の 3(情報の提出)における、接続事業者に求める情報の種別や、第 75 条の 3(債務の履行の担保)における「当社が指定する信用評価機関の信用評価において、支払いを怠るおそれがあるもの」とする基準については、別に定めるものとされており、接続約款上は具体的な記述がなされておられません。

これらの内容については、NTT 東西の Web ページにて公表され、変更が生じた場合は、Web ページ上での公表とあわせ、協定事業者へメールにて通知されることとされていますが、前述の第一種指定電気通信事業者の債権保全措置の恣意的運用への懸念を排除する観点から、接続約款において明確に規定され、厳格に審査されることが適切であると考えます。

以上